

認定農業者の認定を受けましょう

認定農業者とは経営改善を図ろうとする農業者が作成した「農業経営改善計画」を、市町村が認定する仕組みです。国の各種支援策は、認定農業者に対して重点的に行われます。

● 認定を受けられる方

農業に意欲のある方（年齢や性別、専業農家・兼業農家の別、経営規模の大小、個人・法人は問いません）であって、5年後に

- ・ 農業所得がおおむね 400万円以上を目指す方。
- ・ 年間就業時間が 1,800~2,000 時間を目指す方。

です。（現在、達成されている方も認定を受けられます。）



● 認定の手続きについて

認定を受けようとする方は、経営規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の内容と改善など大きく4つの目標と、それらを達成するための内容を記載した「農業経営改善計画書」を砂川市に提出してください。

※ 詳細は、農政課（54-2121 内線352・353）までお問い合わせください。

下限面積について（農地法第3条第2項第5号による別段の面積）

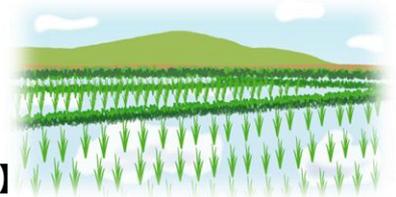
農地の権利取得に際しての要件の一つに下限面積要件があります。砂川市管内では、権利取得後の経営面積が1.5ヘクタール以上となるよう、砂川市農業委員会が定めています。

この下限面積は「毎年、農業委員会において設定又は修正の必要性について検討し、当該検討結果を公表すること」とされていますので、本年度の検討結果をお知らせします。

農地法第3条第2項第5号による別段の面積（下限面積）について、今年度は修正の必要性はなしとし、次のとおりとする。

- | | |
|--------|----------------|
| ① 設定区域 | 砂川市 |
| ② 設定面積 | 1.5ヘクタール |
| ③ 適用法令 | 農地法施行規則第17条第1項 |

【平成26年7月開催第1回砂川市農業委員会定例総会にて決定】



耕作目的の農地の売買・貸借について

耕作目的で農地を売買または賃貸する場合、農地法第3条の許可が必要ですが、適用除外の1つに「**利用権設定等促進事業**」（農業経営基盤強化促進法第13条に規定）があります。

- これは
- ・ 農業委員会が、市や農協などと協力して農用地の利用関係を調整
 - ・ 市が関係権利者の同意を得て、農用地利用集積計画を作成
 - ・ 市が農用地利用集積計画を公告し、貸借や売買が成立
- するものです。

<利用権設定事業のメリット>

- 農地法の許可が不要で、利用権の設定手続は市が行うので、手続きが容易です。
- 定期の賃貸借であり、その期間が満了すれば賃貸借は自動的に終了し、確実に返還されます。再度、利用権を設定することで、継続して貸すことも可能です。【出し手】
- 農用地利用集積計画によって農振農用地区域内の農地を譲渡した場合は、譲渡所得について特別控除があります【出し手】
- 経営規模の拡大を図ることができ、賃貸借期間が明確なため、安定的な営農計画が立てられます。【受け手】
- 農用地を買った場合、不動産取得税、登録免許税が軽減されます。【受け手】